

議案第 39 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成 28 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年度瑞穂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年3月31日

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

平成27年度瑞穂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度瑞穂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成28年3月31日専決

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 下水道事業費	雨水管工事負担金	千円 9,450